

防整施第7113号  
28.3.31

一部改正 防整施第4978号  
令和2年3月30日

一部改正 防整施第20437号  
令和2年12月23日

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局管理部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局管理部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

建設工事における建設共同企業体の取扱いの運用について（通知）

建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第149号。28.3.31）に基づき別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事における建設共同企業体の取扱いの運用について（防整施第17560号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官、地方協力局地方協力企画課長

## 建設共同企業体の取扱いの運用の留意事項

## 1 特定建設工事共同企業体の取扱いについて

## (1) 対象工事について

建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第149号。28.3.31。以下「通達」という。）の別紙の第1第1項第1号の工事規模は、後年度計画を随意契約により行う場合に当たっては、全体計画額を対象とする。

## (2) 構成員の組合せについて

通達別紙の第1第2項第2号の構成員については、各構成員が次の事項を全て満足することを条件とするものとする。

ア 対象工事に係る工事種別について、整備計画局施設計画課長から級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を所管する地方防衛局又は地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）に競争参加を希望していること。

イ 対象工事に係る工事種別の経営事項評価数値又は総合審査数値が、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（防整施第6919号。28.3.31）において規定する点数の範囲であること。ただし、代表者以外の経営事項評価数値又は総合審査数値については、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、引き下げることができるものとする。

## (3) 構成員の技術的要件等について

通達別紙の第1第2項第3号の構成員の技術的要件等については、次に掲げる事項に関し留意の上設定するものとする。

ア 同程度の工事の施工実績及び配置予定の技術者の条件については、対象工事の内容に応じて決定するものとするが、施工上の技術的特性等を勘案した弾力的な運用を図ることとし、範囲をいたずらに狭くしないものとする。また、効果的な共同施工が確保されることを前提に、特定建設工事共同企業体の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者以外の構成員に係る技術的要件等を代表者に係るものより緩やかにすることができるものとする。

イ 同程度の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同程度の工事の経験は、当該年度及び前年度から過去15年間に完成したものを対象とする。

なお、特殊なものについては対象期間を定めないことができるものとする。

ウ 工事現場に専任で配置を求める主任技術者は、国家資格を有する主任技術者とする。

エ 経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。

## (4) 代表者の要件について

通達別紙の第1第2項第5号の「発注工事に対応する工種に係る施工能力が大きいと認められる者」とは、発注工事の内容及び地域的特性等を勘案の上施工能力が大きいと認められる者とする。ただし、経営事項審査数値又は総合審査数値の小さい者を代表者としている場合には、その理由について確認するものとする。

(5) 公示について

通達別紙の第1第3項第2号の公示（以下「公示」という。）については、次に掲げる事項に関し留意するものとする。

ア 特定建設工事共同企業体により一般競争入札を行わせる場合は、公示及び一般競争入札における入札公告（以下「入札公告」という。）は、同一の日に行うものとする。

なお、予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の工事に係る公示は、官報により行うものとする。

イ 公示は、庁舎内等の複数の箇所に掲示するものとし、掲示の期間は、申請書等の受付期限の日までとする。また、ホームページにおいても公示日以降速やかに掲載するものとし、掲載期間は入札書の受付期限の日までとする。

ウ 公示の掲示等に係る業務は、建設工事の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）の職員が行うものとする。

エ 公示の写しは、契約担当部署において、入手を希望するすべての者に対して、無償で交付するものとする。

(6) 特定建設工事共同企業体により一般競争入札等を行わせる場合の取扱いについて

ア 公示から特定建設工事共同企業体に係る資格審査申請書の提出期限の日までは概ね10日以上を確保するものとし、資格審査申請書の提出期限は競争参加資格確認申請書の提出期限の日と同一の日とする。

イ 通達別紙の第1第1項第2号の「単体有資格者」の参加を認める工事において、「単体有資格者」に求める経営事項審査数値又は総合審査数値、同種工事の実績、配置予定技術者の同種工事の経験については、特定建設工事共同企業体の代表者に求めるものと同様とする。

ウ 公示に記載する技術的要件等については、入札公告及び入札説明書に記載する要件と整合がとれたものとする。

2 経常建設共同企業体の取扱いについて

(1) 通達別紙の第2第1項第3号ウに規定する主任技術者は、国家資格を有する主任技術者とする。ただし、地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を発注工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すことになる場合と認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者とするものとする。

(2) 通達別紙の第2第2項の登録に関して、経常建設共同企業体の構成員が単体として登録している工事種別において、経常建設共同企業体として申請すること又は経常建設共同企業体が登録している工事種別において、当該企業体の構成員が単体として申請することはできないものとする。

### 3 共同企業体協定書について

特定建設工事共同企業体に係る共同企業体協定書については付紙第1、経常建設共同企業体に係る共同企業体協定書については付紙第2及び付紙第3を参考に作成されたものとし、次に掲げる事項に関し留意するものとする。

#### (1) 競争参加資格審査

通達別紙の第1第3項第3号アに基づき競争参加資格審査申請書に添付させる共同企業体協定書の写しは、付紙第1を参考に作成されたものの写しとする。

#### (2) 契約内容の変更

契約内容の変更に伴い構成員の出資比率が見直されたときは、特定建設工事共同企業体については付紙第1を参考に作成された共同企業体協定書を、経常建設共同企業体については付紙第3を参考に作成された協定書を変更することとし、変更契約書に変更後の共同企業体協定書又は協定書を添付させるものとする。

### 4 照会窓口の設置等について

手続等に関する照会・質問及び申請書の受付窓口は、契約担当部署の職員とする。